

陳情第 1 2 3 号	受理年月日	令和 4 年 1 2 月 5 日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	個人情報保護条例改正に当たっての地方自治に関する陳情について	
要旨	<p>2021年の個人情報保護法改正により、自治体は2023年3月までに個人情報保護条例を国基準にすることが求められている。個人情報保護条例は国の法制化にはるかに先行して制定され、実務が積み重ねられてきた。</p> <p>個人情報保護法改正に当たり国会も、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき最大限尊重することを附帯決議している。</p> <p>これまで自治体が積み重ねてきた個人情報保護の施策を維持し発展させ住民に信頼される行政を運営していくため、次の要望事項を実施されたい。</p> <p>1、条例改正後の名称は法施行条例ではなく個人情報保護条例とし、現行条例の基本的理念を後退させないよう住民情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢を明らかにし、基本的人権の保障や自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を規定すること。</p> <p>2、審議会では有識者・住民により行政をチェックする意義を確認し、審議会の役割を条例に規定して今後も十分機能するようにすること。</p> <p>3、個人情報の外部提供・目的外利用や住民情報の管理システムの開始・改変など、従来審議会に諮問してきた事柄について、今後も審議会に報告し、審議会委員が必要と判断した際は自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにするとともに、報告事項をホームページに掲載するなど市民にわかるようにすること。</p> <p>4、個人情報は本人から収集するよう努めることを責務として条例に規定するとともに、現在審議会に諮っている例外的な本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会により調査・審議・意見陳述ができるようにすること。</p> <p>5、要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。また個人情報保護法令に規定はないが不当な差別・偏見の原因となるおそれがある</p>	

個人情報について、積極的に条例要配慮個人情報として条例に規定し管理に万全を期すこと。

6、目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないよう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、審議会に報告して客観性が反映される仕組みにするとともに、個人情報ファイル簿への記載等による住民への可視化を条例に規定すること。

7、住民情報のオンライン結合について、デジタル化の進展により新たな漏えいやシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、審議会や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査や要請を行うことを条例に規定すること。

8、開示請求を行うことなく、訂正請求・利用停止請求を可能にすること。

9、代理人による開示・訂正等請求に当たっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すること。

10、個人情報ファイル簿の作成に当たっては、個人情報保護法では対象とならない保有個人情報についても対象とし、現行の目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し公表する仕組みを下回らないものとする。

11、死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。

12、地方議会における個人情報の適切な取り扱いを定めること。

13、行政機関等匿名加工情報の提供制度導入に当たっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公表し、公益性について慎重に検討すること。

14、現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例とし、国に個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めること。